

34 雲夢睡虎地秦墓竹簡にみる

らい病の診断と法律

猪飼 祥夫

らい病の歴史は長い。人々を長い間苦しめ、また病期の長さゆえに、いわれなき差別を与えられることがあった。今日では完治するようになったが、世界中にはまだまだこの病気に苦しむ人は多い。中国の古代にもこの病気に苦しむ人がいた。

睡虎地秦墓竹簡というの、一九七五年に湖北省の雲夢県で発見された秦代の文献である。墓(十一号墓)の主は「喜」(BC 267-217)という人で、今日の裁判官や警察署長などを兼ねた仕事をしていたらしい。竹簡の多くは法律文書と『日書』というカレンダーであった。その中に『封診式』という事件の捜査検証の書式の例文がある。

そこには法医学的に非常に重要な文献が多く含まれている。この竹簡は医学史的には非常に重大な意味あいを持つ

っているのだが、今日まで余り取りあげられていない。その中にらい病の記述がある。

らい病は、古代では癘(れい)と呼ばれ、現代中国語では麻風病と書かれる。レブラすなわちハンセン氏病のことである。事件調査の書式集であるので、法律文独特のいい回しも多い。この法律文には興味あるらい病の診断が記されている。

「癘(らい病)爰書(えんしよ)。ある村の村長の甲が村民の丙を送つてきて、報告していうには、丙にはらい病の疑いがあるので、送致しました。●丙を尋問する。その供述に、三歳で頭瘡を患い、眉が突起しました。それは何の病気かわかりません。その他に過ちは犯していませんという。医者 of 丁に診察を命じた。丁の報告に、丙には眉毛がなく、根本から切れている。鼻腔が崩れ落ち、その鼻を刺しても、くしゃみをしない。肘や膝には□□ □□ 到□□両足はびつこで、潰瘍が一個所にある。その手にはうぶげもない。叫ばせてみると、その声はわれている。これはらい病である。」

爰書(えんしよ)というのは法律の具体的な事例をあら

わす。この当時、約二千二百年前にらい病についてこのように正しい診断がくだされ、そのための指示を仰ぐ法律体系があった。医者の方の診断をみると非常に合理的に行われている。今日でも十分らい病の診断に使える基準に達している。らい病は初期症状が知覚障害に始まることや、好発部位が顔面や末梢神経であることなども、先の診断はとらえている。とくに脱毛や足の変形など、この病気の特徴が報告されている。叫ばせてみるという診察は、上気道の粘膜や声帯がこの病気に犯されやすいことを知っていたからにほかならない。最後には鼻や足にできた結節の潰瘍や崩壊にいたる疾病の経過についても、正しく理解している。医者が地方においてもこのような判断が下せなければ、このような法律文書は役に立たないわけであるから、少なくとも秦の郡や県の行政単位で、同様の診断ができたことになる。

同時に出土した『法律答問』と名付けられた竹簡には、らい病患者が隔離をされ、犯罪者においてはときには生きたまま溺死させられたという記事が見られる。

「癘(らい病)で罪のあるものは、定殺する。定殺とは

なにか。定殺とは水中で殺すことをいうのである。あるものは生き埋めにするという。生き埋めというのは通常ではない。」「甲には完(まるぼうず)と城旦(いれずみ)の罪で、まだ判決を受けていないものであるが、いま癘(らい病)になった。甲についてどのように論じるべきかをたずねる。まさに癘(らい病)の隔離処に遷すべきである。あるものは隔離処に遷して定殺するという。」「らい病が今日では伝染性の疾病であることは広く知られているが、紀元前三世紀にこのような認識があったことは注意されなくてはならない。隔離がすぐに行われていたことは興味ある点である。ハンセンによるらい菌の発見が一八七三年であるので、それより二千年以上もまえに中国ではすでに伝染性の疾患であると考えられていたことになる。

(北里研究所東洋医学総合研究所・医史学研究部)